

所得税法

本試験問題

〔第一問〕問 1

問 1 次の(1)及び(2)について説明しなさい。

- (注1) 各所得及び所得控除の概要についての説明は要しない。
(注2) 租税条約に関する事項は考慮する必要はない。

(1) 日本国籍を有しないAは、令和2年5月1日に日本に初めて入国し、現在まで引き続き日本国内に住所を有している。Aが令和4年12月31日まで引き続き日本に住所を有し、令和4年分の確定申告をする場合、所得税法上、Aは、居住者（非居住者以外の居住者）、居住者（非居住者）又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。

また、その場合のAの課税所得の範囲及び申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

(2) 日本国籍を有しないBは、内国法人C社に15年間勤務していたが、令和3年12月に5年間の予定でC社の海外支店に勤務となり、納税管理人を定めて出国した。Bは、日本勤務中に住んでいた自宅を令和4年1月からC社へ社宅として賃貸し、C社から賃貸料を得ている。

この場合、Bの令和4年分の確定申告等について、以下の①～③の事項をそれぞれ説明しなさい。

なお、Bは、出国後、日本国内に住所及び居所を有しておらず、国内に親族や上記自宅以外の資産を有していない。

① Bは、居住者（非居住者以外の居住者）、居住者（非居住者）又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。

② Bが得る賃貸料について、課税方法を説明しなさい。

③ Bの申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

〔第二問〕問【資料 I】 4

(1) 損害保険金収入 200,000円
本年8月の台風で壊れた物置の損害を補填するためのものである。再調達に要する費用は400,000円（時価ベースの損失額）であるが、年末までに設置工事が完了していない。

〔第二問〕問【資料 I】 4

(3) 敷金 160,000円
本年7月に入居があった部屋に係る敷金であり、退去時に半分は償却する契約となっている。

〔第二問〕問【資料 I】 7

7 甲の母から相続したアパートに係る減価償却に関する資料は、次のとおりである。

種 類	契約年月	取得価額	耐用年数	未償却残高
建 物	平成24年3月31日	20,000,000円	22年	11,796,668円
附属設備	平成24年3月31日	5,200,000円	15年	2,093,434円
物 置	平成24年2月15日	350,000円	15年	138,950円

(注) 甲はアパートの賃貸に係る減価償却資産の減価償却方法について一定率法の選定の届出を適正に行っている。未償却残高は、甲の母の準確定申告書に記載された本年1月末日のものである。なお、物置は器具備品に該当し、本年8月に台風により全壊している。

〔第二問〕問【資料 II】 4

(2) 事業廃止に伴い小規模企業共済の第1種共済制度に基づき支給された共済金1,477,500円
源泉所得税等7,500円及び特別徴収住民税15,000円が控除された金額である。

なお、この共済契約は令和元年9月1日に加入したもので、本年7月までの払込掛金の総額は1,420,000円である。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問 1

問 1 税理士であるあなたは、日本国籍を有する甲から次のような相談を受けた。

(甲の相談内容)

- 私は、以前より令和4年6月末まで国内に住所のみを有し、国内の勤務先から給与を得ていたが、令和4年7月より勤務先の命を受けて国外に勤務することとなった。
- 令和4年7月以降は、国内に住所を有しなくなり、国外に住所を移す予定である。
- 日本の所得税は、住所の有無により、所得税の取扱いが異なると聞いたことがある。
- 私の令和4年における納税義務者、課税所得の範囲及び課税方法の取扱いを教えてください。

(1) 甲の相談内容を踏まえ、甲の令和4年分における納税義務、課税所得の範囲及び課税方法について説明しなさい。

なお、甲は国内に恒久的施設を有しない。
また、復興特別所得税については触れる必要はない。

(2) 甲の令和4年7月以降に得る所得は下記のとおりである。
課税対象となる所得を列挙しなさい。

- 使用人として国外で勤務したことにより、国内の法人から支給を受けた給与
- 国内にある営業所に預けられた預貯金の利子
- 内国法人から受ける配当金
- 国内に所在していた際に住んでいた自宅の売却収入
- 外国債の利子

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問 1【資料 I】 5

(2) 損害保険金 2,000,000円
本年3月に建物（事務所）の火災損失（下記8参照）を補填するために支払を受けたものである。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問 1【資料 I】 3

3. 甲は、次の賃借人に係る敷金について、本年何らの処理もしていない。

賃借人	契約年月	預かった敷金の額	備 考
A	令和4年10月	400,000円	
B	令和元年5月	500,000円	
C	令和元年9月	600,000円	本年7月に解約

(注) 契約期間は4年間で、契約から1年以内に解約した場合は敷金の10%を償却、1年を超え3年以内に解約した場合は敷金の50%を償却、3年を超え4年以内に解約（契約期間満了を含む。）した場合は敷金の80%を償却し、残額を返還するという契約になっている。

●全国公開模試〔第二問〕問 1【資料 I】 8

8 減価償却に関する資料は次のとおりである。
なお、全ての減価償却資産の減価償却方法の選定の届出は行っていない。

種 類	事業供用年月	取得価額	償却率	前年末未償却残額	備 考
建 物	令和2年3月	38,000,000円	0.046	各自算定	注1
内部造作	令和2年3月	7,500,000円	0.046	6,867,500円	—
陳列棚A	令和2年3月	1,020,000円	0.167	707,710円	注2
陳列棚B	令和4年4月	960,000円	0.125	—	注3

注1 建物（店舗併用住宅）の取得年月は平成17年11月である。

注2 新店舗には新しいものを使うため、本年10月中に使用を中止し、直ちに中古品買取業者に200,000円で売却した。

注3 新店舗でも使用するため、本年11月以降、一時的に貸倉庫で保管している。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕問 1【資料 I】 5

(2) 小規模企業共済契約の共済金 4,075,000円
これは、甲が個人事業を廃止したことにより、小規模企業共済契約に基づいて受けた一時金である。

なお、甲の掛金納付期間は14年2ヵ月間（170ヵ月）で、これまでの掛金納付総額は3,400,000円である（下記7(2)参照）。
また、この共済金に係る源泉徴収税額はなかった。

〔第二問〕問【資料Ⅱ】 7

- 7 その他の経費には、本年中に支払った次のものが含まれている。
- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 本年分の中小企業倒産防止共済の掛金 | 100,000円 |
| (2) 本年分の小規模企業共済第1種共済契約の掛金 | 30,000円 |

〔第二問〕問【資料Ⅱ】 8・【資料Ⅲ】 1

【資料Ⅱ】

- 8 減価償却に関する事項は、次のとおりである。

種類	取得・事業供用日	取得価額	耐用年数	事業供用割合	前年末未償却残高
建物	平成15年8月1日	70,000,000円	22年	30%	13,918,334円

【資料Ⅲ】

- 1 甲は本年9月に東京都特別区（地域再生法第5条に規定する集中地域に該当）に所在する店舗併用住宅（床面積300㎡）及びその敷地（地積295㎡）を乙社に100,000,000円（内訳は建物10,000,000円、土地90,000,000円）で売却している。甲は売買代金のうち60,000,000円を現金で、残額分として乙社が甲の譲渡した土地の上に建設する中高層のマンションの1部屋（内訳は建物36,000,000円、土地4,000,000円である。）を、1年後に取得する予定である。甲は甲の配偶者と甲の姉とともに老人ホームに入所する予定であり、取得するマンションは賃貸する予定である。

〔第二問〕問【資料Ⅳ】 1 2

甲はA証券会社とB証券会社に特定口座を開設し、株式の売買等を行っている。これらの特定口座は、株式の売買についても源泉徴収を行う申請が行われている。本年分の年間取引報告書の主要記載事項は次のとおりである。

- 1 A証券会社（源泉徴収口座）

区 分	金 額	源泉所得税等
上場株式の譲渡所得	2,000,000円	306,300円
配当所得	500,000円	76,575円

- 2 B証券会社（源泉徴収口座）

区 分	金 額	源泉所得税等
上場株式の譲渡所得	△1,800,000円	0円
配当所得	700,000円	0円
利子所得	100,000円	0円
損益通算後	△1,000,000円	還付額 122,520円

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問2【資料Ⅲ】 1
【資料Ⅲ】

- 1 乙が本年中に直接支払った掛金及び保険料で、年末調整の対象としていないものは、次のとおりである。
- | | |
|----------------|----------|
| (1) 小規模企業共済の掛金 | 200,000円 |
| (2) 介護医療保険料 | 15,000円 |

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料Ⅱ】

- 2 必要経費及び譲渡所得の金額を計算するにあたり、店舗併用住宅及びその敷地の事業供用割合は40%であるものとする。

【資料Ⅱ】

甲が本年10月末に譲渡した店舗併用住宅及びその敷地並びに令和5年1月に取得した新店舗及びその敷地に関する資料は次のとおりである。

なお、店舗併用住宅及びその敷地の譲渡並びに新店舗及びその敷地の取得は租税特別措置法第37条（特定事業用資産の置換え等の特例）の要件を満たすものであり、課税の繰延べ割合は80%であるものとする。

また、甲は、店舗併用住宅を譲渡後は、賃貸マンションに居住している。

- 1 店舗併用住宅及びその敷地に関する資料

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 取得時期 | 平成17年11月 |
| (2) 購入価額 | 建物：38,000,000円、敷地：25,000,000円 |
| (3) 耐用年数 | 22年（旧定額法償却率：0.046、定額法償却率：0.046） |

なお、耐用年数が33年である場合の償却率は、旧定額法、定額法ともに0.031である。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (4) 売却価額 | 建物：37,000,000円、敷地：48,000,000円 |
| (5) 仲介手数料 | 1,360,000円 |
| (6) 売却条件 | 内部造作も含めた現状渡しとする。 |

- 2 新店舗及びその敷地に関する資料

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 取得価額 | 建物：32,000,000円、敷地：31,000,000円 |
| (2) 耐用年数 | 22年（旧定額法償却率：0.046、定額法償却率：0.046） |

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問2【資料Ⅴ】

乙は、勤務する傍らで特定口座内（全て源泉徴収選択口座）で株式の運用を行っている。

本年における年間取引報告書は下記のとおりである。

- (1) K証券 (単位：円)

特定口座年間取引報告書

◆譲渡に係る年間取引損益および源泉徴収税額

源泉徴収税額（所得税）	株式等譲渡所得割額	外国所得税額
36,630	10,000	0

譲渡区分	譲渡の対価の額 （収入金額）	所得費及び譲渡に 要した費用の額等	差引金額 （差損益金額）
上場分	1,900,000	1,700,000	200,000
特定償用分	—	—	—
合計	1,900,000	1,700,000	200,000

◆配当の額及び源泉徴収税額等（抜粋）

種類	配当等の額	源泉徴収税額 （所得税）	配当割額 （住民税）
株式、出資・基金	250,000	38,287	12,500
特定株式投資信託	89,000	13,630	4,450
合計	339,000	15,917	16,950
譲渡損失の金額	0		
差引金額	339,000		
納付税額		15,917	16,950
還付税額		0	0

- (2) L証券 (単位：円)

特定口座年間取引報告書

◆譲渡に係る年間取引損益および源泉徴収税額

源泉徴収税額（所得税）	株式等譲渡所得割額	外国所得税額
0	0	0

譲渡区分	譲渡の対価の額 （収入金額）	所得費及び譲渡に 要した費用の額等	差引金額 （差損益金額）
上場分	23,000,000	23,500,000	△500,000
特定償用分	—	—	—
合計	23,000,000	23,500,000	△500,000

◆配当の額及び源泉徴収税額等（抜粋）

種類	配当等の額	源泉徴収税額 （所得税）	配当割額 （住民税）
株式、出資・基金	150,000	22,972	7,500
特定株式投資信託	0	0	0
合計	150,000	22,972	7,500
譲渡損失の金額	△500,000		
差引金額	0		
納付税額		0	0
還付税額		22,972	7,500

〔第二問〕問【資料Ⅵ】2

2 甲が本年中に直接支払った保険料は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 甲の介護保険料 | 72,000円 |
| (2) 甲の国民健康保険料 | 240,000円 |
| (3) 甲の母の後期高齢保険料 | 75,000円 |
| (4) 甲を年金の受取人とした個人年金保険料
(新保険料に該当) | 30,000円 |
| (5) 甲の養老保険の保険料 (旧保険料に該当) | 21,000円 |

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料Ⅳ】2

2 甲が本年中に支払った保険料又は掛金は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 甲の個人型確定拠出年金の掛金 | 240,000円 |
| (2) 甲の国民健康保険組合の保険料 | 537,000円 |
| (3) 甲及び次女の国民年金の保険料 | 396,000円 |
| (4) 甲の一時払養老保険の保険料 | 826,200円 |

これは、契約期間30年で保険料を契約時に一時に支払うこととされているものであり、甲は、本年3月にこの生命保険を契約して上記の保険料を支払っている。